で当該欠損等法人の該当日（第八十一条の十第一項」に、「又は現物出資を行う」を「、現物出資又は第二条第十二号の六（定義）に規定する現物分配が行われる」に、「前条第六項」を「前条第五項」に改め、同項第一号中「が自己を合併法人又は分割承継法人とする適格合併等を行う」を「を合併法人とする適格合併が行われる」に、「適格合併等に」を「適格合併に」に改め、「又は分割法人」を削り、「適格合併等の」を「適格合併の」に、「適格合併等が」を「適格合併が」に、「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に改め、「同日」の下に「。次項において「三年経過日」という。」を加え、「第七項」を「第六項」に改め、同項第二号中「が自己を合併法人」を「を合併法人」に、「又は被現物出資法人」を「、被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「前条第五項」を「前条第四項」に、「適格合併等を行う」を「適格組織再編成等が行われる」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「内国法人が欠損等法人又は」を「内国法人と欠損等法人若しくは」に改め、「又は分割承継法人」を削り、「適格合併等を行う場合には、当該」を「適格合併が行われる場合又は内国法人との間に前条第二項に規定する完全支配関係がある他の内国法人である欠損等法人若しくは欠損等連結法人の残余財産が確定する場合には、これらの」に、「前条第二項」を「同条第二項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「、第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に、「前条第六項に規定する分割型分割を行う場合又は同項」を「前条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　欠損等法人の該当日以後に当該欠損等法人との間に前条第二項に規定する完全支配関係がある内国法人で当該欠損等法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定する場合における当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（当該残余財産の確定の日が当該欠損等法人の三年経過日以後である場合には、当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度又は適用連結事業年度開始の日前であるものに限る。）については、同条第二項、第三項及び第六項の規定は、当該欠損等法人については、適用しない。

第五十八条第一項ただし書中「適用しない」を「適用せず、かつ、第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）の規定を適用しない」に改め、同条第二項中「適格合併等（適格合併又は合併に類する分割型分割として政令で定めるもののうち適格分割型分割に該当するもの（第三項において「合併類似適格分割型分割」という。）をいう。以下この条において同じ。）が行われた」を「前項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は第二条第十二号の七の六（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人又は分割法人」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人」に、「適格合併等の日前」を「適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前」に、「が災害損失欠損金額」を「が当該災害損失欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の災害損失欠損金額とみなされたものを含み、次項の規定によりないものとされたものを除く。）」に、「第六項」を「第四項」に、「適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人（以下この項において「合併法人等」という。）の当該適格合併等の日」を「内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「未処理災害損失欠損金額」を「未処理災害損失欠損金額（当該他の内国法人に株主等が二以上ある場合には、当該未処理災害損失欠損金額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該内国法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は」に、「当該合併法人等」を「当該内国法人」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「次の各号に規定する場合には、」を削り、「当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　内国法人（第八十一条の九第二項第一号（連結欠損金の繰越し）に規定する特定連結子法人以外の連結子法人に限る。）の第五十七条第八項第一号に規定する最初連結期間（以下この号において「最初連結期間」という。）内に当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限る。）が行われた場合（当該合併の日が当該最初連結期間の開始の日である場合を除く。）又は当該内国法人の最初連結期間内に当該内国法人の残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が当該最初連結期間の終了の日である場合を除く。）の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度　当該事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額（当該各事業年度において前項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額とみなされたものを含む。次号において同じ。）

第五十八条第四項第二号を削り、同項第三号中「連結法人である当該内国法人」を「内国法人（連結法人に限る。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「合併法人等が適格合併等」を「合併法人が適格合併」に、「第五項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第五十九条第一項中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（第三号において「会社更生法等」という。）の規定による」を削り、同項第三号中「会社更生法等」を「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改め、同条第二項中「民事再生法の規定による」を削り、「がこの項」の下に「及び第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）」を加え、「並びにこの項」を「、この項並びに第六十二条の五第五項」に改め、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内国法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれるときは、その清算中に終了する事業年度（前二項の規定の適用を受ける事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額（連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）を含む。）で政令で定めるものに相当する金額（当該相当する金額がこの項及び第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十条第一項中「保険業法」の下に「（平成七年法律第百五号）」を加える。

第六十条の三第一項中「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に、「、分割法人若しくは現物出資法人」を「、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人」に、「適格合併、適格分割若しくは適格現物出資」を「適格組織再編成等（適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二項中「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に、「適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格組織再編成」という。）」を「適格組織再編成等」に、「当該適格組織再編成」を「当該適格組織再編成等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「同項」を「この条」に改め、同条第三項中「適格組織再編成」を「適格組織再編成等」に改める。

第六十一条第一項中「（当該短期売買商品が合併、分割又は適格現物出資により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に移転をする場合における当該移転を除く。以下この項において同じ。）を削り、「いう。）は」の下に「、第六十二条から第六十二条の五まで（合併等による資産の譲渡）の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第三項中「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。